

## 平成27年第4回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成27年9月7日(月曜日)午前10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について<br>(町長提出)                           |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について<br>(町長提出)                                     |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 那珂川町役場の位置を定める条例の制定について<br>(町長提出)                              |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 那珂川町個人情報保護条例の一部改正について<br>(町長提出)                               |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 那珂川町手数料条例の一部改正について<br>(町長提出)                                  |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について<br>(町長提出)                           |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について<br>(町長提出)                     |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 平成27年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について<br>(町長提出)                         |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結について<br>(町長提出)                  |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更について<br>(町長提出)                               |
| 日程第11 | 議案第10号 | 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について<br>(町長提出) |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成26年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について<br>(町長提出)                       |
| 日程第13 | 認定第 1号 | 平成26年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について<br>(町長提出)                         |
| 日程第14 | 認定第 2号 | 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>(町長提出)                |
| 日程第15 | 認定第 3号 | 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>(町長提出)                   |

- 日程第16 認定第4号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第17 認定第5号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第18 認定第6号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第19 認定第7号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第20 認定第8号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第21 認定第9号 平成26年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)
- 日程第22 認定第10号 平成26年度那珂川町馬頭財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（14名）

1番	鈴木 繁 君	3番	石川 和美 君
4番	佐藤 信親 君	5番	益子 輝夫 君
6番	大森 富夫 君	7番	塚田 秀知 君
8番	益子 明美 君	9番	岩村 文郎 君
10番	川上 要一 君	11番	阿久津 武之 君
12番	橋本 操 君	13番	石田 彬良 君
14番	小川 洋一 君	15番	大金 市美 君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 福島 泰夫 君 副町長 大森 親久 君

教 育 長	小 川 成 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 村 正 水 君
総 務 課 長	橋 本 民 夫 君	企 画 財 政 課 長	佐 藤 美 彦 君
税 務 課 長	薄 井 健 一 君	住 民 生 活 課 長	鈴 木 真 也 君
環 境 総 合 推 進 室 長	鈴 木 雄 一 君	健 康 福 祉 課 長	小 川 一 好 君
建 設 課 長	秋 元 彦 丈 君	農 林 振 興 課 長	穴 山 喜 一 郎 君
商 工 観 光 課 長	坂 尾 一 美 君	総 合 窓 口 課 長	稲 澤 正 広 君
上 下 水 道 課 長	田 代 喜 好 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 田 悦 子 君
学 校 教 育 課 長	長 谷 川 幸 子 君	生 涯 学 習 課 長	笹 沼 公 一 君
代 表 監 査 委 員	岡 洋 一 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	板 橋 了 寿	書 記	岩 村 房 行
書 記	加 藤 啓 子	書 記	藤 田 善 久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（大田市美君） ただいまの出席議員は14名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大田市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
- 

◎報告第1号の上程、説明、質疑

- 議長（大田市美君） 日程第1、報告第1号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率  
についてを議題といたします。  
本件について報告を求めます。  
町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。  
本日は朝からあいにくの雨でございますが、定例会にご出席、まことにありがとうございます。  
ただいま上程されました報告第1号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、議会に報告するものであります。  
平成26年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率とも、国の基準

以下となり前年度数値を下回ることとなりました。健全化法上においても指数が好転し、健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

1の健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計を初め全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなっております。実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成25年度の8.8%に対し、平成26年度は8.5%となりました。今後は新庁舎整備事業において起債の借入れや基金取り崩しをすることとなりますので、指数は後退していくことが想定されますが、早期健全化基準内での財政運営に努めてまいります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計や特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額等を、将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に交付税に算入される地方債や将来負担する額に財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除して算出した比率であります。平成26年度は昨年度に引き続き、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2の資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金の不足額の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計とも資金不足額は生じていないので、当該数値は該当なしとなっております。

3の監査委員の意見につきましては、別紙をごらんいただきたいと思います。

以上で、平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 今の報告で、その表面的なことはわかりますけれども、数字が出てき

ませんので、具体的な数字を示していただきたいというふうに思います。

一つは、標準財政規模であります。幾らになるかということですね。それから、基準財政需要額、これは参考ですね。参考でありますけれども、重要でありますので、一応基準財政需要額について示していただきたいと思います。

それから、借入金、公債費でありますけれども、この額はいろいろな関係を差し引いて具体的な額を示していただきたいと思います。

それから、将来負担比率でありますけれども、これも将来負担額ですね。先ほど数字出ませんので、示していただきたいと思います。

これに対して基金ですけど、この法令上は241条にありますけれども、この基金につきましても、いろいろな要素もありますけれども、具体的な数字として、今度の報告で出されてくる根拠とした基金について伺います。

以上です。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 何点かありましたので、それぞれお答えしたいと思います。

標準財政規模につきましては、50億2,452万9,000円となります。それから公債費額……。すみません。基準財政需要額については、ちょっと今手持ち資料を確認しますので、お待ちいただきたいと思います。

公債費額ですが、公債費額につきましては11億8,012万5,000円となります。

それから、将来負担額ですね。将来負担額につきましては、引く前ですね。基金等の充当前の数字でいきますと87億8,651万5,000円となります。

それから、充当可能な基金額ですが62億5,741万7,000円となります。

○議長（大金市美君） ちょっと休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（大金市美君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 申しわけございません。手持ち資料に地方交付税の資料、た

だいま持っておりませんので、後でお知らせしたいと思います。

○議長（大金市美君） 大森議員、よろしいですか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 資料については後でお願いします。

再度質問いたします。

今後新庁舎とか、広域におきましては、将来ごみ処理とかの施設を整備しなくちゃならない、予想される金額が70億というようなこと出てきております。こういった広域も含めまして、将来負担が増大するということは見えております。こういうことですね。将来負担比率はそういったことを年々、この財政需要がふえるわけですけれども、この負担増大につきましては、数的な数で予想されているかどうかわかりませんが、それがあれば示していただきたいと思っておりますけれども、そういう広域も含めて莫大な費用がかかっていく、こういう状況になっています。そういうことを鑑みまして、今後この将来負担比率につきまして、どんなことが予想されるかということを知って、この報告についての質疑を終わります。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） ご質問の将来負担比率、将来負担額につきましては、現在見通せる額がこの数字に載っているわけですが、庁舎の建設、そういったものはまだ入ってございませんので、今後長期的な財政運営に努めるために、5年間の現在の財政の見直しを進めているところでございます。広域関係の負担金につきましても、見込める数字について、5年間の財政の見直しをつくっていきたいと考えております。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

---

#### ◎議案第1号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第2、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員としてご活躍いただいております堀江喜代美氏は、本年12月31日をもって任期が満了となります。堀江様には、平成22年1月1日から2期6年間の長きにわたり、大変熱心にその職責を果たしてこられ、人権擁護活動にご尽力をいただいているところであり、改めまして感謝と敬意を表する次第でございます。

このたび同氏の任期満了に伴い、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任者として川俣まゆみ氏を人権擁護委員にお願いしたいと考えております。

川俣様は、那須烏山市立七合小学校教頭を最後に、教職の道を退職されましたが、人望厚く、人格、識見とも申し分のない方であります。人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められておりますことから、ご提案申し上げ、議会のご意見をいただきました上は、法務省にご推薦申し上げたいと存じます。

なお、参考までに、現在当町の人権擁護委員は、長山宣弘氏、渡邊恵子氏、藤田悦子氏、石川周一氏、薄井秀雄氏、大金典夫氏と、今回お願いいたします川俣まゆみ氏の7名であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。



議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 日程第3、議案第2号 那珂川町役場の位置を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町役場の位置を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、現在進めております新庁舎建設に伴いまして、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、那珂川町役場の位置を那珂川町馬頭555番地、現在の山村開発センター敷地に定めるものであります。

また、本庁舎、小川庁舎に各課を振り分けて配置している分庁方式から、1カ所に行政機構組織を集約する本庁方式に移行することにより、条例の全部を改正するものであります。

なお、附則は、条例の施行日を定めるもので、規則に委任することとし、10月上旬の施行を予定しております。

ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 今、町長から提案があったんですが、地方自治法の4条に基づいてということなんですが、それと同時に222条と照らし合わせて、私は何で今の時期に出してあ

るのか。本来は当初、一番最初に予算が伴うものは一緒に、それ前に議決しなければならないということが222条に書いてあります。そういう点からいうならば、4度も予算を計上しているわけですから、本来は一番先に出すものが、なぜ今になったか、その辺を説明していただきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 庁舎の場所につきましては、本年3月定例会におきまして建設の予算を議決いただきました。予算のめどが立たないうちは、位置の変更の条例の提案をしない、このように私は考えておりましたので、3月議会で予算を議決いただきまして、その後、6月議会中にご説明申し上げ、本議会で提案させていただいたものであります。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） ただいまの説明で、私は納得できません。地方自治法の4条、222条を照らし合わせれば、議会としての責任もありますが、それを今の時点で出してくるということ自体が納得いかないわけであります。多くの自治体も、庁舎建設とかそういうことをやっています。全国を見ても何カ所かやっております。しかし、その予算を伴う条例が、予算がもう既に決まってから出てくるなんという自治体は一つもありません。全国的に見ても我が那珂川町だけです。そういう点から見ても、これは許されるべき問題ではないと思いますので、再度答弁をお願いします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 地方自治法の222条ということでお話がございましたが、この222条には、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うものであるときはということで、当然位置条例を出すときには、この予算が通っていないと出せませんよという意味に私は解釈しております。したがって、同時にこの議案、予算の議案、それから位置条例の議案、同時に出すものとは考えておりません。ということで、3月議会に先ほど町長が申し上げましたように、全会一致で当初予算案の議決をいただきました。そういう中で、6月議会に基本計画の説明を申し上げ、今回この位置条例の変更議案という形になったものと私は思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 地方自治法に基づけば、緊急の場合はそれが許されるということで、緊急の状況ではないというふうに私は理解しております。そういう点で4回も議会にかけら

れて、関連の予算が通って、第1期工事として進められている看板も、開発センターにかけられていたことも、写真も私持っていますので、そういうこともやられております。そういう点で私は、これは本当に、地方自治法から見ても違反ではないかなと。一般質問でもやってきましたけども、そういう確固たる答弁がなかったので、その問題をここではっきりさせたいというふうに思いますが、地方自治法上問題がないと言われてはいますが、私は大いに問題があるというふうにとらえております。特別な事情、緊急性とかそういうこともなかったし、そういう点では、現在に旧庁舎で修理した後も事務はやられているし、緊急性というのはないように見受けられるので、そういうことは、解釈でそうなるというんではないというふうに思います。先ほども述べたように、そういう手法でやられている自治体は一つもないということをつけ加えて、質疑を終わりにします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 違反であるというご意見ございましたが、私は違反、違法ではないと解釈いたしております。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 今の説明である程度理解はできるんですけども、位置条例と予算関連ですね。当然これ一体となって、今、総務課長が説明したとおりでと思うんです。

ところが、24年度当初予算で庁舎建設にかかわる費用が修正され、可決されました。これは当然であると思うんです。私はまた位置条例も定まっていなのに、そういうところが出てくると。今回、25年度予算で2,300万円という庁舎関連の予算が支出されている。また、26年度においても、プロポーザル関係とか、あと設計委託料とか、先に執行されている。その後27年度予算で庁舎関連の費用が計上されてきたと。それも継続費、適正な価格であるかどうか分からない継続費という形で出てきている。そういう中で、先ほど益子議員が言われましたけれども、違法性があるのか、ないのか。町長は今、ないと認識しているということでしたけれども、やはり庁舎関連の予算ということで、きちっと明確な積算のもとで出されてきた予算であればいいわけですけども、つまみ食いみたいな形で予算がぼこぼこ出てきて執行されてきた。当然この今までの予算は、過半数の賛成があれば通って執行されてしまうと。そういうことも懸念して、平成24年度のときには、予算の削除をして修正をしたということもございます。今回はそれを認めてきた我々にも問題はあるかなというふうな感じはしておりますが、その点についてどのように考えているか、お伺いしたい

と思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私が町長に就任いたしますとき、選挙に立候補いたしますときに、それ以前に場所について、長きにわたり議論がございました。そのような中で、私は議員の時代に、場所は開発センターでいく、ただし、地質調査をして問題がなかったら、そのようなことで選挙戦を戦わせていただきました。その結果、当選させていただきました。町長になりましてからも地質調査を指示いたしまして、それで問題がない、そういうことで、現在の開発センター跡地、このように方向づけをさせていただきました。

ただ、予算につきましては、現在の諸物価の高騰で時々積算が変わる、このようなこともございましたが、現在皆さんにお示しいたしておりますのは、現在想定し得る金額でお示しをさせていただいて、私はその範囲でやるように指示をいたしております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 確かに今の町長の言ったこと、わかるんですけども、私が聞いているのは、その町長になる前から、もう庁舎関連の予算が執行されているということについて、私も常に早く議会で議決をしなさい、しなさいと常に言っていたと思うんです。そのとき私は、位置条例をわかっていたのか、どうなのかとなってきますと、私もわからないような状態の中でそれを言っておりました。予算を執行するには、きちっと決めがなければ、ただ意見の集約だ、何々だ、検討委員会がこう言ったからいいんだ、ではないと思うんですよ。それが適正な予算の執行ではないかなということになると思うんですよ。先ほど益子議員が言われた、違法ではないかなというところを、その見込みで執行しているというところに問題があるのではないかなと。

それとまた、ちょっと蛇足になってしまうと思うんですけども、先ほど町長が、位置を決めるときにボーリングをしなさいよと。確かに3カ所しましたよね。ところがその3カ所の位置については、ボーリングしたところに、当然建物が乗るのかなと思っていたら、その配置図を見ると、ちょっとずれていると。構造設計をやっている専門家の方にちょっと伺ったところ、これだけ大きなものを建てるのに、3カ所のボーリングで本当に大丈夫なの、本当はメッシュを組んできちっと調査すべきではないかなというお話でございました。その点についてどのように考えているのか、お伺いしたいなと思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） その点につきましては、私もこれだけでたくさんなのか、このような

お話をさせていただきました。それで、過去の調査の地点、それと今回の調査の地点、これをあわせてそれを図に落とすと問題がない、このようなお話を伺いました。それで私は、ではよかろう、そういうことになったわけでございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） それとあと、その27年度当初予算以前に執行された予算についての考えをお伺いしたいなと思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 27年度予算で建物並びに庁舎の機能、内装、あるいは机、いす、いろんな備品関係も含めて予算化させていただきました。それが通って初めて位置条例、これを出せると認識をいたしておりました。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 私は、位置条例制定するについての、この案件ですね、これについて質疑いたします。

一つは、事務所の位置と庁舎の位置、これはこれまでの条例については明記されているんですね。事務所の位置を馬頭の409番地、庁舎の位置を本庁舎と小川庁舎というふうに分庁しておりますので、409番地と小川の2,814番地の位置と、このように、事務所の位置と庁舎の位置というふうに分けて明記されていると。今回提起されております議案2号については、一つなんですね。馬頭の555番地ということでありませぬ。このことについて、この相違についてまず説明をいただきたいというふうに思います。

それから、この位置条例を定める前に、開発センターの約半分、駐車場もなくしまして、現在使えなくなっております。このようなことを、新庁舎との、ここにつくるんだというような形で、既定の、もう決まったことだというようなことでやっている、この事態ですね。これは、普通は納得いかないわけですね。そこに今回の位置条例をきちんと定められた上で、そういうことをやるんならば、町民の皆さんも納得しますけれども、位置条例をまず定めないうで、もうやれと。造成工事をしているというようなことについて、これはどういう、私はちょっと拙劣な行為だったんじゃないかというふうに思っているんですね。だから法律違反とか条例違反とは言いませんよ。法律には違反しておりませぬよ、この行為は。条例をよく読んでみれば、法律違反にはなっていない今までの流れだったし、一般質問でありませぬから、町長に政治信条とかどうとかって言いませんけれども、私は今までの印象とすれば、選

挙戦から今日に至るまで、町長は言っていたとおりこうやってきて、順序よく進めてきたけども、実際には町民の皆さんに納得し得るような準備とか、実際の町の動きというふうにはなっていなかったんじゃないかという点で、この開発センターを壊した、この根拠について、どういう説明を、現時点でどういうふうな説明をするのか、伺っておきたいというふうに思います。

それから、3点目ですね。この条例案は、規則で定める日から施行するというふうにされていますね。したがって、この条例が実効されるのは、規則を定めなければ実効されないということになりますね。これはいつ施行するのかという点で伺っておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 答弁。

町長。

○町長（福島泰夫君） 条例につきましては、これまで庁舎と、それから事務所があった、そういうお話でございます。実際に本庁舎と小川庁舎がございました。先ほど提案理由の説明でお話し申し上げましたとおり、今回は那珂川町馬頭555番地とする、1カ所に定めるものであります。これは先ほど申し上げましたように、本庁舎、小川庁舎に振り分けて配置している庁舎方式から、利便性等も考慮して本庁舎方式にする、このようなことで1カ所とさせていただきます。ただ、平成25年の議会におきまして、小川地区の発展を図ること、それから小川の支所機能、これを充実させること、このような意見も付されておりますし、小川地区につきましては、窓口機能、受付業務等の窓口機能、これは残し、充実させていきたい、このように考えております。そのために1カ所の住所となったわけでございます。

それから、開発センターの工事につきましては、現在解体する以前に、開発センターでも各課が事務をしておりました。場所を開発センター跡地とするということで、解体をしなければいけません。そのためにプレハブ等を建てるとか、そういう経費を抑えるために、現在の開発センターの一部、これを残してそこで事務をしていただきまして、本庁舎が建設後、そちらに移っていただいて、その後に残りの部分を解体する、そのような計画で進めさせていただいております。このような説明でよろしいでしょうか。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 先ほどの条例の違いについてご説明をさせていただきます。

現状では町を代表する役場の地番として本庁舎の地番を使っております。そのほかに分庁方式ですので、事務所の位置として馬頭庁舎、それから小川庁舎の地番を使っておりますが、

今回提案する条例につきましては、本庁方式ということで、事務をとる場所が1カ所になります。そういうことで条例、事務所の位置、それから町を代表する役場の地番が同じ場所になるということでございます。

それから、規則で定める日ということでございますが、議会全員協議会の中でもご説明を申し上げましたが、現在のスケジュールでいきますと、平成29年の9月中の庁舎の完成というの見込んでございます。そういう意味で、その後引っ越し、それから準備、式典その他もろもろの手續等を踏まえますと、10月上旬が実際に本庁舎での稼働ができる日になるのかなということ、あくまで10月上旬、日にちはちょっとまだ決められませんけれども、そういう形で、時期的にその規則で定める日からというのが、その通常の役場の位置を定めて、実際に運用するという形の中では使われている手法でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 1点目ですけれども、そうしますと、現在の小川庁舎は、この支所扱い、分庁じゃないから支所か出張所というような扱いになるのかなという気がするんですけども、その確認です。

それで、私は平成27年度の当初予算におきまして、この予算におきましては、もちろんこの予算書が出されておきまして、2億7,000万の地方債、これが可決されているわけですね。つまり予算書は、すべての議員が今度の平成27年度は反対なしで、すべての議員がこの予算書に賛成をしております。基本的には新庁舎建設には賛成だということになっていくわけですね。その上で執行部においては、これまでできれば合併の記念の年にやりたいというようなこともあったんじゃないかなというふうなことを、私は思うんですけども、そういうことも含めて、ちょっと、先ほども言いましたけども拙劣さがあったと感じる点があるわけですけども、しかし、法令に照らしますと、先ほど法律違反ではないということを行ったわけですけども、これは明記されているわけですね。これは執行部もちろん行政のプロですから、法律の施行令で、4条の点でこれは明記されているわけですね。始まる前か、あるいは完了した後でも、その位置条例をきちんと明記するということは、それでよしとすることになっています。だから法律違反ではないということは明らかなんです。

その上で、私はもう1点があるわけですね。新庁舎つくるには、財政です。この決め手となる財政が見通しを明らかにしなければ、これを一応定めてはならないということは、これも施行令ではっきりさせているわけですね。だからそういうことで、聞きますと、この財政

については、新庁舎建設について、財政の見通しをはっきりとさせなくちゃならない。こういう位置条例を制定させるには、ここを説明してもらわなければなりません。この財政の点で、漏れなく、あるいは法律に定められるように、町民の皆さんの一番利便性のあるところに建設するというのを、これははっきりさせなければなりません。そういうことを再質問で伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 答弁。

町長。

○町長（福島泰夫君） 財政面でございますが、以前からお話し申し上げておりますとおり、合併特例債を半分、基金を約半分、このように考えております。

それから、出張所等につきましては、先ほどもお話し申し上げましたが、本庁舎方式にするということで、小川庁舎は出張所あるいは受付等は通常の町民の皆様にご不便かけないような、そんな方向で設置をしていく、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 金額が示されませんので、25億、財政ありますけれども、最大限使うということを考えて、その額ですね。これは最終局面というか、全部完了という点では、今の庁舎どうするかと、あるいはこの庁舎も、あのままにすると、こういう状態ですからね。これを継続してこのまま使うわけにもいかない。庁舎は新しくなったというけども、その馬頭の今の庁舎どうするか。この小川の庁舎、このままでいいのかというようなことも含めて、これは新庁舎にかかってくるかと思うんですよね。その財政を半分半分、基金半分と合併特例債半分ずつ使うということは言えますけれども、しかし、これまでの労務費の単価の値上がりとして、あるいはその材料費の値上げとかというのは、これはオリンピック控えて大変なものになっちゃっている実態ですね。今後その推移というのはわかりませんが、そういう見通しも含めて、その金額をやっぱり明らかにしておく必要があるんじゃないかと思いますので、最後にその点を伺って、私の質疑を終わります。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 先ほどの答弁の中で、町長から新しい庁舎を建てた後の馬頭庁舎、小川庁舎のあり方については、これから検討していきますということで申し上げました。当然、新しい庁舎ができます段階までには、その方向性を決めていかなくちゃならないと思



ます。例えば小川庁舎につきましては、当然通常の窓口、簡単な窓口業務ができる機能は残していかなくちゃならない、そういうことを考えますと、今現在のこの小川庁舎は使うのか、それとも既存の別な建物、別な公共施設を使うのか。そういう部分も含まれて出てくると思っています。

それから、馬頭庁舎につきましても、全部取り壊しちゃうのか、それとも新しい部分だけ、一部残して町が使うようにするのか、あるいは別な団体、公共団体が使うのかということも考えていかなくちゃなりません。

そういった中で、その取り壊し、それから存続する部分という部分も含めて、費用が出てくると思っておりますので、今現在ではその費用は出てこないものと思っております。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） そういう部分をきちっと皆さんから聞いた上で方向性が出ないと、その金額、その馬頭庁舎、小川庁舎の活用する方法が出ないと、じゃ、どうするんかという金額は出てこないと思います。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

討論は、さきに本案に対する反対討論を許します。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 私も反対の立場から討論したいと思います。

まず、今の位置条例に関して、やっぱり地方自治法にひっかかる問題があるということと同時に、開発センターということになっていますが、その開発センターが多くの町民の了解を得てというか、要するに町民の合意を得ているかという点では、甚だ疑問を持ちます。そういう点では、この位置条例には私は反対したい、それが一つ。あとは、これから幾らか予算もはっきりしないということで、あそこの場所につくるのは、私も一般質問でもやってきましたけども、防災の観点からも、いろいろな問題、まだ解決されていませんで、そういう点からも防災の拠点となる庁舎がそういう危険性のあるところに建てるということについても、私は疑問を感じます。そういう点から、この庁舎建設、費用の面でも幾らかかるかまだはっきりしないということがあります。庁舎そのものが25億となっておりますが、関連のあ

れにもはっきりしていません。そういう点から、場所の問題、特に町民の合意を得ていないということで、私は反対をします。

以上です。

○議長（大金市美君） 続いて、本案に対する賛成討論はございませんか。

川上要一君。

○10番（川上要一君） 私は原案に賛成の立場から討論させていただきます。

那珂川町役場庁舎の位置につきましては、議会内に特別委員会を設けまして、議員間で検討に検討を重ねて協議を続けてまいりました。最終的に議会特別委員会として那珂川町馬頭555番地、山村開発センター敷地が適当であるという意見を集約いたしまして、町執行部にもその旨報告したところでございます。そのような経過もありまして、私から原案に賛成の討論をさせていただきます。

山村開発センターの敷地に意見を集約をいたしましてから、もう既に約2年が経過をいたします。庁舎建設の場所については、議員の意見をまとめるのに約1年3カ月、十数回の委員会を開きまして、検討を進めてまいりました。総合しますと3年3カ月という期間が既に過ぎております。この間、諸物価の高騰で、諸材料、部材、人件費など的高騰によりまして、建設設計予定価格も大変はね上がってしまったことは否めないところでございます。場所の決定に時間がかかったのは、議員としても反省しなければならないのかなと私は思っております。そのことは私1人ではないと思います。

本日、那珂川町役場の位置を定める条例が提案されましたので、この位置につきましては、先日執行部から安全宣言が再確認をいただきましたので、可決成立させなければならないと思っております。馬頭庁舎、小川庁舎の両庁舎については、東日本大震災で大きな被害を受けておりまして、早急に新たな庁舎を建設に着手して、早期に完成をしていかなければ、職員の皆さんも安心して仕事ができないと思っております。また、町民の皆さんも、今、役場に来るのに、あの役場の現状を見ていただければわかりますように、大変な不安を抱きながら来ているのではないかと思っております。ぜひ本日、この案件を可決いたしまして、防災機能を備えた庁舎を早期に完成をしていただきまして、町民の皆さんに安心して役場に来ていただけるようにしていただきたいと思っております。

なお、賛成するに当たり、附帯意見をつけさせていただきます。庁舎の一元化によって、庁舎が非常に遠方になって、極めて不便となる地域住民の皆さんのために、日常の窓口の業務が受けられるように、その機能を特別委員会からの附帯意見も、そのことについてつけて

ありましたが、どうぞこのことについても、特段のご配慮をお願いをいたしまして、原案に賛成の討論といたします。

○議長（大金市美君） 続いて、反対討論ございますか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 私は、本条例案に対して反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

今、川上議員がおっしゃられました庁舎、危険であると。確かに本当に危険であります。私たちが、その庁舎をつくるのには反対はしておりません。で、震災後、その耐震診断をした結果、馬頭庁舎については即刻避難しなさい、小川庁舎については、若干の危険性はあるがまだ大丈夫という診断結果が出され、その間どうするのか。私は小川庁舎に一たん本庁機能を移してから考えてはどうかといったわけでございますけれども、何だかんだサーバー機能が動かないとか、そういう理由により、馬頭庁舎を4,500万、小川庁舎と合わせてのお金をかけて、当然私はある程度の安全確保をしたのかなと思っておりました。そうしたら、結果的にその4,500万をかけてやったことは、危険箇所の解体のみ。安全対策は何も講じられていない。それで危険だと、危険だと、声高らかに騒いでいる方々もおります。4,500万、馬頭庁舎にかけては2,500万かけたということでございますけれども、それでも危険であるということは、そのお金は何だったのか。もう庁舎建設、この話題の中で、もう4,500万という金が下水に流されるようなものなのです。その中で財政を考慮して考えていきますとか、そういう使い方をやっていたのでは、はっきり言って財政健全化なんかあり得ないと私は確信いたします。

そこで、私の持論を述べさせていただきます。現在進めている新庁舎建設関連工事は、町の検討委員会及び議会検討委員会の意見集約で過半数の了解を得たということで進められていると思います。議会の検討委員会の意見集約の結果を位置条例の改正に当てはめた場合、自治法第4条の3項の要件は満たされていません。また、町検討委員会の意見集約の中でも、3分の2の方が現在建設予定地の場所とは反する意見の集約結果であったと思います。

また、検討委員会で1番と2番となった旧水産試験場跡地、山村開発センターの位置については、一番が旧水産試験場であった、2番が山村開発センターであった。順位づけをしないで両論併記で町執行部へ検討委員会の答申がなされた。その結果に基づいて、執行部は山村開発センターに建設予定地として決定したわけです。今まで議会の質問の中で検討委員会の意見を尊重する、議会の意向も尊重すると、声高らかにうたっておりますけれども、どこ

にその尊重の跡が見られるのか、甚だ疑問であります。

また、この町の検討委員会に執行部が、副町長が参画、また外部より招聘した大学教授や建築関連の専門家等を委員として、また、議会を代表して4名の議員が委員として参画されております。また、住民代表としての数名の方、充て職以外の方の募集については応募がなかったということで、町執行部が建設関係の方々をお願いしたと。これらの方々によって、町検討委員会が発足、検討委員会が6回にわたり開催されました。しかし、当初の3回までは公開とされておりました。4回目以降は非公開、秘密会になったわけです。3回目までは何らかの情報がありました。4回目以降については、議会代表で参加されている議員の方からも、一切の報告もございませんでした。その結果、平成24年2月の全員協議会に、山村開発センターに決定したことが報告されました。議会代表の4名の議員からは、非公開の会議であるため、一切の検討状況を報告しない、できないということで、我々にとっては全く寝耳に水の出来事でありました。この件については、私は町外の方から、全員協議会の前に、もう場所は決まっているよと。消防庁舎は旧水産試験場跡地、庁舎は山村開発センター。なぜこの秘密会であった会議の内容が町外の方に漏れているのか。そこに私は甚だ疑問に感じているところであります。その結果が全員協議会に全く同じ内容で報告された。何があったのか、私にはわかりませんが、何で秘密会が全員協議会で発表される前に漏れてしまったのか。そういう危機管理意識、当時の役場の執行部にはなかったのか。甚だ疑問に感じているところであります。

本日上程される地方自治法第4条に基づく調査の位置を変更する条例に関連する同法第222条についても、その重要性も議会内で全く議論されず、町執行部の計画案を丸のみにする、追認型の形で今日に至っている。

最近、新聞報道で出ましたけども、那須烏山市は、問題は財源と位置と、きっちりと明言しております。将来の展望に立った立場で考えていくというような表現で新聞に載っておりました。また、大田原市では、事前に60項目に及ぶ要望事項を議会として市執行部に提出された。我が那珂川町は、庁舎建設に関しての住民説明会の折、質疑の中で位置条例について住民よりの質問に対し、執行部の回答は、位置条例改正の上程は、工事着手前でもよいとの答弁。これは本年2月の定例会での同様の答弁をしており、行政実例集の都合のよい部分のみを引用しているものと思われます。予算先議の原則としての地方自治法第222条と同法第4条との関連についても十分理解されない答弁でありました。いずれにしても、行政実例集の解釈で、町執行部の主張の妥当性を問うのは生産的ではなく、真に必要なのは、自治体住

民の現在、未来の幸福に全力を投じることでありたいと思います。このような重大事項を、建設財源と位置について意図的な、また問題意識も持たずに進めてきたことは、町執行部の姑息以外何物でもないと思います。

さらに、実態と相反する情報を住民に流布した担当職員、さまざまな面で町執行部の進め方に疑問が残ります。これは住民並びに議会を軽視した行為の何物でもないと思います。

また、地方自治法第222条と同法第4条との関連については、調査の位置の変更に関する条例の制定時期を、建築工事着手前とするか完了後とするかは、当該市町村の事情によっていずれでも差し支えないが、きちんと予算の見通しを立てた上で、庁舎建設に工事着手順に提出することが妥当であるということに解釈しているとなっています。本町については、調査関連予算については、平成25年度より散発的に予算が計上され、平成26年度まで執行されてきました。平成24年度予算審議時に庁舎関連予算を削除し、修正予算案を可決したことは、理にかなった修正であったと認識しております。

また、庁舎位置についても、当初は敷地面積1万4,000平米としていながら、9,000平米の山村開発センターになった理由は、周辺の公共用地を合計すると、敷地面積を確保することができるとの説明であります。検討委員会の中で、その案件については議論がなされておられません。だれもが同一敷地で1万4,000平米と理解しているものと私は思っております。合算で1万4,000平米でよければ、さらに別な場所が選定された可能性もあったと思うわけです。

新庁舎は那珂川町の魅力をアピールできるデザインにしたとしているが、閉鎖的な空間に存在意義があるのか、甚だ疑問であります。また、防災機能を持つ庁舎として、議会議場も緊急避難時の避難場所として確保するという一方で、議場も可動式とすることになりましたが、これは対住民に対しては好感度が持てる表現であります。ところがこれは現実的ではないと思います。防災機能を持たせる庁舎とは、何を想定しているのかについては、水害であるとのことであるが、低地に避難する人はまず考えられず、仮にあったとしても、避難者、職員、消防団、警察等、さまざまな人が同一場所に集合し、その場合に混乱が生じることは明白であります。緊急の対策会議、議会の開催もできないような状況で、防災機能は果たさないと私は感じております。

さらに、建設費用についても、25億円以内に抑えると答弁しているが、工事着手後については、さらなる追加予算が必要となった場合は、議会としてもこれは追認せざるを得ない。町長は25億円以内に抑えると答弁しておりましたが、私は確約できるかと言ったんですけれ

ども、そういう確約しますという答弁はありませんでした。

周辺整備及び既存の庁舎及び山村開発センターなどの解体工事を含めると、総額30億円を超えることは想定できます。また、建設後における庁舎の維持管理費は、建設費の約1.5倍になる。償還は10年で、次世代には負担をさせないとの答弁がありましたけれども、維持管理費は、庁舎が存在する限り永久に続くことは明白であります。町執行部は、位置条例及び関連予算を上程し、議決をすれば、その後に想定される事態について責任がとれるのか。町も議会も私は責任はとらない、とれない。だれがその責任をかぶるのか。そこに住む住民がとらなければならない。

このような点から、位置条例の議決については記名投票にし、後々まで記録として残るようにはすべきと提案したが、否決されました。建設するのは賛成であるが、責任を背負うのは回避する構造ではないかというふうに思います。

このような中で、新庁舎を考える会有志の方々は、真剣に庁舎問題を考え、身銭を切ってチラシの発行、新庁舎に対する要望書の署名活動。何ら見返りもない行動でありますけれども、真剣に町の将来について考え、行動を起こしたものであります。署名活動は、酷暑の中、一軒一軒時間をかけて、あらぬ罵声を課せられ、必死に住民と接して説明をし、理解をいただいて、署名していただいたものであります。中には、その趣旨には賛同するが、今の執行部に対して私は署名はできない、だが、陰ながら応援はしますよという方も多数いたとのこととございます。暑い中、汗をし、何だかんだ言われて一生懸命集めてきた1,247名の思い。また、後から「いや、私も署名します」という方が200名を超えております。時には口には言えない罵声、浴びせられ、また、趣旨は理解するが、町長の意に反することはできないとこのことで署名いただけないとか、700から800軒しか回れなかったんですけれども、精いっぱい活動したものと思います。町を新しい町、このように考える住民が多数いることは、私は感激いたします。私も議員の1人として頭の下がる思いであるとともに、おのれの微力を体感させられました。新たな那珂川町の構築に向けた、新たな夢に向けた「H a v e a d r e a m」、いずこに行くのか。新しい真の那珂川町実現建設の夢ははかない露草として消えるのか。

以上の事柄を踏まえ、私の庁舎位置の改正案については反対を表すものであります。

以上です。

○議長（大金市美君） 続きまして、本案に対する賛成討論を許します。

阿久津武之君。

○11番（阿久津武之君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

那珂川町役場の位置につきましては、庁舎建設並びに消防庁舎検討特別委員会を設置いたしまして、町から議会に示された基本構想及び消防庁舎の建設場所については、16回の特別委員会を開催し、約1年3カ月という時間をかけまして、議員の総意といたしまして、山村開発センター敷地が適当であるとしたわけであります。

現在馬頭庁舎は、皆様ご存じだと思いますが、4年前の東日本大震災で大きな被害を受けまして、2階がベニヤ板で覆われているような状況であります。この中で事務をとっている職員たちが、地震が起こったり、台風が来たりしますと、不安で仕事が手につかないという声を何回となく聞いております。本日、那珂川町馬頭555番地に議案が示されておりますが、この場所は、先ほど申し上げましたとおり、私たち議員の総意として、約2年前に山村開発センター敷地が適当であると決定したわけでありますので、本日議決をいただきまして、早期に庁舎の着工をお願いしたいと思います。これ以上時間が経過すれば、資材の高騰や人件費の高騰で現在の計画額を変更しなければならない状況が出てくるという可能性も出てきておると思います。

なお、庁舎建設に当たっては、地元八溝材を活用し、温かみ、ぬくもりある庁舎、また町内企業、業者を使うこととともに、建設費のなお一層の圧縮に努めることの見解を添えまして、賛成の討論といたします。

○議長（大金市美君） ほかに討論はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 私は今までの経過から見まして、町長の誠実さ、あるいは検討委員会6回にわたっての、非公開ということもあったけれども、とにかく審議をしてきて結論を出してきたと。あるいは8回にわたる議会における……

○議長（大金市美君） 反対討論ですか。

○6番（大森富夫君） そうですよ。もちろんそうですよ。

だから私は、率直に言って、そういう議会の8回の説明とか、あるいは町民への町政懇談会とかということでこれ説明してきた。町のこの姿勢というのは評価されるべきだというふうに思って、私は今度の位置条例につきましても、町民の総意でもってこういうことを進めていくんだということであるならば、それでいいだろうというふうに思っていたんですよ。ですから、反対討論を用意してこなかったんですよ。反対するつもりもなかったんですよ。実際は今、質疑してみると、決め手は財源なんですよ。財源を明確に言ってもらえれば、私は

ああ、見通しを持っているんだなということ、そういう確信を持って進めるんだなということで、私は別に反対するつもりなかったですからね。だからそういうこと明確に言ってもらえれば、反対討論するより、さっき言ったように原稿も用意していませんから、するつもりなかったんですよ。だけども、私の質疑はそういう反対するのか、賛成するのかを明確にするつもりで質疑するわけですね。ただわからないですから教えてくださいなということ、やっているつもりはありませんから、だから態度を決めるのに質疑するんですから、そういう意味で私は質疑したわけです。そういうことだと、結論的にはこのままでは私は時期尚早ではないかという気がするんですよ。やっぱり反対住民もある程度いるし、これは一つのことを決めれば、100人いて100人全部が賛成というふうなのは、なかなかこれは難しいですよ。だけども、最大限力を尽くして、特にことは10周年の記念すべき年ではありませんから、本来は順序よく整然とやってきて、そしてことし庁舎建設ということにこぎつけるような、町民が本当に防災のことを考えてみましても、あるいは事務の関係でも、やっぱりいい役場だなあというふうに思われるような庁舎でもって、町民みんなに祝福されるような、そういう庁舎建設を望んだわけです。

だけども役場の拙劣さというのは、私は強く感じますね。実際、実態的にも、やはりこのまま進めていってしまうということ、私はちょっと疑問だなということ、あるいは反対討論の聞く中でも感じました。ですから、改めて私は位置を決める、当初は位置の問題では、国道の交差点、交差するところで、一番、小川地区とか馬頭地区って言いたくはないんですけども、実際には旧2町が合併したわけですから、そういう表現すれば、そういう地区があるわけです。そういうところの同じ町民が、全員がこの位置でもって利用しやすいなど、利便性は、本当にここに建ててよかったなということで、その国道の交差するようところがいいからということ、思っていたわけです。だけども、位置の問題でそういうふうな煮詰めてきて、馬頭になりました。そういうことで決めたわけでありまして、こういうことならば、私はやはり見直しして、やはりゼロにして、きちっともう1回その検討すべきということを改めて主張したいというように思います。

財政の問題では、先ほど伺いましたけれども、総務課長に私は明言してもらいたかったですよ。本当にきちんと合併特例債、これ半分ずつ使って、財政の見通しもこういうふうにあるんですよと明確に言ってもらえれば、町民の皆さんも財政も心配ないんだなということ、思って、新庁舎建設に期待を持つわけです。ところが明言されなければ、当面25億円とはいっても、後の後始末、あるいはさらに要望が出てくれば、新庁舎においても充実させてい



かなければならないと。太陽光のことを考えても、最後のことを考えれば、新たにそういった施設の充実というようなことも出てくるかもしれません。ですから、そういう財源の見通しも、そういうものを含めて明確に言ってもらわなければ、安心して執行部にいいですよと言うわけにいかなくなっちゃったわけです。

結論的に私は、そういう、もう一度見直すということを主張したいというふうに思います、白紙に戻して。改めて町民のほぼ総意があるような位置と財政の見通し、そういうものを立てて、しっかりと町長に、本当はもう一回選挙やって、選挙なしで当選するような形でもなれば、あるいは選挙やっても圧倒的に支持されるような形で、町長になって新庁舎建設という形で、町民の圧倒的な支持を得てくるというのは、これは理想かと思いますが、そういうふうになればいいんだけど、今までのことは引きずってくるわけですね。私は率直に感じていますよ。選挙の公約に……

○議長（大金市美君） 簡潔に願います、簡潔に。

○6番（大森富夫君） 誠実に守ってやっていきなさいということは、町長の政治姿勢というのは、私は相当評価していると思うんですよ。うそついていないんですから。公約どおりやっているわけですから。検討委員会の結論も得て、議会で8回もの懇談会のことも経てやってきているわけですから。私は間違いないというふうに思うんですよ。けども、執行部の全体の取り組みとしては、私は納得いきません。そういうことでもって、改めて見直しすることを主張して、反対討論といたします。

○議長（大金市美君） 続いて、賛成討論はございませんか。

岩村文郎君。

○9番（岩村文郎君） 岩村です。私は賛成の立場からごく簡単に討論させていただきたいと思います。先ほどの討論の方々は、随分長いものですから、ちょっと短く。

まず、1番目は、議会特別委員会で1年3カ月もかけて十分に協議してまいりました。その結果、開発センター跡地ということで集約され、決めました。これがまず一番重要なことだというふうに思っております。

次が、4年前の大震災において、両庁舎がかなり被害を受けて、いち早く庁舎建設しなきゃならないだろうということで、随分議会としてもいろんな協議をしてきたつもりであります。その中で、町民の方々も安心して役場に来られるというような形をとらなくてはならないだろうということが、一番多く意見が出たように記憶しております。いずれにしても、早期に着工することを望みまして、また議会で決めたことは重要なことですので、そ

の点を考慮して進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですが、賛成の討論にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大田市美君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

これから議案第2号の採決を行います。本件については、地方自治法第4条第3項の規定によりまして、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。

現在の出席議員は14名でありますので、その3分の2は10名であります。

それでは、採決を行います。

議案第2号 那珂川町役場の位置を定める条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） すみません。異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第2号 那珂川町役場の位置を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大田市美君） 確認しますので、そのまましばらくお待ちいただきたいと思います。

〔書記確認〕

○議長（大田市美君） よろしいです。

議案第2号 那珂川町役場の位置を定める条例の制定については、起立多数により——起立11人です。

よって、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意がありますので、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号 那珂川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長、休憩は」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） それでは、休憩いたします。

再開は11時40分といたします。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 40 分

○議長（大金市美君） それでは、再開いたします。

---

◎議案第 3 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第 4、議案第 3 号 那珂川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第 3 号 那珂川町個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、平成 25 年 5 月 31 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、那珂川町個人情報保護条例での特定個人情報の取り扱い等を盛り込むための改正であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。

那珂川町個人情報保護条例の一部改正の概要です。

今回は、個人情報保護条例での特定個人情報、いわゆる個人番号を内容に含む個人情報のことをいいますが、この特定個人情報の取り扱いについて規定するものであります。

なお、マイナンバー法が一部の規定を除き平成 27 年 10 月 5 日施行となることから、今回関係条例の改正を行うものであります。

それでは、参考資料により説明をいたします。

第1条は、本条での個人情報の範囲に、個人情報に該当しない特定個人情報を含むことを規定するものです。

なお、この条例でいう特定個人情報とは、一言でいいますと、個人番号を内容に含む個人情報のことをいいます。

続きまして、第2条は、第3項で特定個人情報、第4項で情報提供等記録、第5条で特定個人情報ファイルのその定義をそれぞれ規定するものです。

第3条は、第1条の改正と同様でございます。

第5条の2は、特定個人情報保護評価における実施機関について規定をするものです。

第6条は、審議会の文言を整備するものです。

第6条の2は、特定個人情報ファイルを保有する際の事前通知事項について規定するものです。

第6条の3は、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表の方法等について規定するものです。

第7条は、本条での個人情報の範囲から特定個人情報を除くことと規定するものです。

第7条の2は、特定個人情報の目的外利用の制限について規定するものです。

第7条の3は、番号法に規定する場合を除き、特定個人情報の提供を制限する旨規定するものです。

第8条は、第7条の改正と同様です。

第10条、第11条は、第1条の改正と同様です。

第13条は、第1項では一部除外規定はありますが、第1条と同様に個人情報の範囲を規定するもの、第2項で開示できる個人情報の範囲を規定し、第3項で開示請求できる死亡者の個人情報の範囲を規定するものです。

第14条は、開示請求できるものに本人の委任による代理人を追加するものです。

第19条は、特定個人情報の開示決定等については、行政機関、個人情報保護法第19条第1項及び第2項の規定に合わせ、30日以内と規定するものです。

第21条の2は、情報提供と記録を訂正した場合の提供先への通知について規定するものです。

第23条は、死者の個人情報の訂正を請求できる者の例外規定を追加するものです。

第28条は、第1項では一部除外はありますが、第7条と同じく個人情報の範囲を規定する

もの、第2項及び第3項で個人情報の利用停止、消去または提供の停止を請求できる範囲及び死者の個人情報開示の例外規定を追加するものです。

第29条は、本条での個人情報の範囲に個人情報に該当しない特定個人情報を含み、第5条第3項第1号に規定する事務にかかわるもの及び情報提供等記録から除くことを規定するものです。

第33条は、一部除外はありますが、第1条の改正と同様です。

第36条、第37条は、第33条の改正と同様です。

第38条は、本条での個人情報の範囲から第5条第3項第1号に規定する事務にかかわるものを除くことを規定するものです。

第41条は、個人情報保護審査会の意見も審議会で述べることを規定するものです。

第42条、第46条、一つ飛びまして第51条は、第1条の改正と、第49条は第7条の改正と同様です。

一部改正条例の附則は、改正条例の施行期日を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 今、課長から説明を受けたんですが、マイナンバー、個人番号制ですか。いよいよ1カ月後実施されるということなんですが、一般質問でも聞いたんですけど、これにかかる経費とか、そういうものは聞きましたけども、この情報を管理するのは役場になると思うんですが、町のあれは。しかし、民間企業に委託するというようなことはないのか。また、この制度を維持していくための費用、あとは職員は何人ぐらい必要なのか。その辺のこと、具体的にわかりましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） すみません。個人情報条例の改正ということで、今、私どものほうで提出させていただきました議案は、今までありました個人情報保護条例の中に、今回10月5日からマイナンバー法が施行されることに伴いまして、その分を個人情報保護条例の中に加えるという中身であって、今、議員さんおっしゃられたような管理をどこでやるのか、経費は幾らになるのかというものではございません。あくまでこの町の条例の、個人情報保

護条例にマイナンバー法施行に伴う個人番号ですね、その分の保護をこの個人情報保護条例につけ加えるというような改正でございます。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） わかりました。

もう一つ聞きたいんですが、管理ですか。やっぱりそこに町のあれも、業者に委託している部門もあると思いますが、やっぱりそういう形で情報の保護というのはやられるのかどうか。その辺を再度伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） マイナンバー制につきましては、昨年度の予算、あるいは補正予算でシステム関係の整備を含め、費用の部分につきましても、前にお答えしたように、税関係は10割国からの補助が来ますが、社会保障の部分は3分の1とか、それぞれのシステムによって経費が異なるわけなんですけど、昨年度から準備を進めておりまして、今年度の運用に向けて整備を進めているところでございます。

情報の漏洩というか管理につきましては、町としても万全を期すということで進めております。何せ最後は人が携わるシステムでございますので、職員の情報管理につきましても、既に全職員を対象に、マイナンバー制導入の研修会を、全職員は参加はできませんでしたが、一度開催しております。今後とも情報を守るためにさまざまな研修を考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） わかりました。業者には全く委託しないのかという点でも伺っているんですが、その辺も答えはなかったようであるんですが、その辺も含めて再度伺いたいと思いますのと同時に、赤ちゃんから子供まで、一生この番号、12けたの番号がつけられるわけですけども、結局は、一般質問でもやりましたけども、日本はおくれているほうだという課長から答弁ありましたが、進んだ地域として、アメリカとか韓国でマイナンバーが漏れて、結局はなりすまし犯行が、きのうの下野新聞にも出ましたけども、もう既にそういう犯行が、事件というか、問い合わせとかそういうのが来ているようですけども、やっぱりその危険な可能性というのはかなりアメリカとか韓国なんかではふえて、マイナンバー制度を考え直すという動きが出てきているんですけども、国民1人1人を番号であれするということは、私は納得できないので、基本的人権にもかかわる。これはいろいろな情報が含まれるわけですね。健康管理から健康保険の問題、資産の問題、あとは収入の問題とか、民間の企業と

も最終的には連結するということが政府も答弁していますし、そういう点では漏れるおそれ  
が考えられると思います。年金機構が125万件ですか。情報が漏れて大問題になっています  
けども、まだ解決に至っていないと。国会でも決まりましたけども、いろんな問題が指摘さ  
れています。それで、それを防ぐ手だてというんですか、本案はまだ成立していないんで、  
やっぱりその辺も含めて慎重に検討すべきだと思います。

町の場合は、民間のそういう企業も法的にマイナンバー制度を持たなきゃならないという  
ことになっていますが、町の場合は国からお金を来ますけど、民間企業は来ないわけですね。  
その辺も非常に大変で、まだ60%のあれがやっていないというようなことも新聞等で報道さ  
れています。そういう点で、やっぱり町としても、国がやることですから、民間企業等の  
情報も入ってくるようなシステムになるのか、その辺も伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 先ほども申し上げましたが、基本的に外部とつながる回線に  
つきましては、自治体間の専用回線、総合行政ネットワークシステムという回線のみで、ほ  
かには閉ざされた回線になりますので、町の職員になりすましがあつた場合というのは想定  
外かもしれないんですが、そういったID、あるいはそこに入るためのセキュリティーにつ  
きましても、万全を期して取り組んでいるところでございます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 今、企画財政課長の説明によれば、安心だということでございますけ  
れども、社会保険庁の年金情報の流出関係とか、いろいろなコンピューターを活用した事例、  
案件で情報が漏れているということがありますので、まず町民が安心するような安全策を構  
築していただけるよう、そのようにするのかどうなのかを再度確認して、私の質問を終わ  
りたいと思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 先ほどもお答えしましたように、ほかからは入れないシステ  
ム、町の職員だけが扱えるシステムになりますので、最後には年金のシステムの関係もござ  
います。職員、人が携わることで、一番大事な部分についても研修を深めて、万全  
を期していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） すみません、補足をさせていただきます。

今回の個人情報保護条例の改正は、当然マイナンバー法が施行される、そうするとマイナンバーが各個人、法人につく。そういう中で、町の条例の中にもそういう部分を保護する対策を設けるという意味で、この個人情報保護条例の改正になっております。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 情報社会においては、今度のこのマイナンバー制度が実施されますと、飛躍的に、役場ですね、大変効率的な事務ができるんじゃないかとは思うんですね。そういう中で、個人情報保護条例どおり厳格に保護していかなくちゃならないと。これは求められるというふうに思うんですね。

そういうことで、確かに専用回線とか万全を期したいということをおっしゃるけれども、そういう中でも情報の漏洩というのも考えていかなくちゃならないと私は思うんですね。それで、個人情報のファイルの管理方法、これをどういうふうにしていくのかということと、個人番号を役場が提供していくというこの先は、どういうところが当たるのかということをお聞きいたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 当然個人情報ファイルといいますと、紙ベースのファイル、それから電子媒体でのファイルがございます。両方とも従来同様セキュリティーをかけて管理をしていくという形になってくると思います。

○議長（大金市美君） 大森議員、よろしいですか。答弁漏れありますか。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 町の情報管理については、今、総務課長がお伝えしたとおりとなります。各自治体との相互のやりとりについては、中間サーバーということで、補正予算か何かで前に議会にお願いした経過があると思いますが、そちらで管理することになります。そちらは国の機関が管理するということでもあります。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 私、2つ目に聞いたのは、役場が提供できる、個人の番号を提供できる、その相手方のことを言ったんですけども、年金、医療、介護、あるいは金融サービス、



そういう、役場として、この個人番号ですね、示すことができる、そういうところですね。それは今どういうふうになっているかということを知りたいんですけど。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） マイナンバー制の有効な活用につきましては、行政、自治体を越えて、そういった金融とか、そういった部門の活用も検討されておりましたが、年金機構の今回の情報漏洩に基づいて、現時点では行政団体しか、国、県、市町村だけの利しかできないようになっておりますので、今後はそういった検討もされるかと思いますが、現時点では地方公共団体のみの行政のやりとりということで、それから情報につきましては、氏名、住所、生年月日、3項目のみのやりとりから始まるということで伺っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 通知についてお聞きします。この番号を通知する通知なんですけど、不在者とか、あるいは不在者ってわかっているなら、それは不在でわかるんですけど、わからない人とかですね。番号の通知をきちんと受け取ったかどうかということまでやらなくちゃならないかと思うんですけども、そういう通知については、そういうことも含めて、今、役場としてはどういうふうになっているのか、伺います。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） お答えいたします。

通知カードにつきましては、町として、地方公共団体情報システム機構に全国ほとんどの市町村が委託しているわけですが、10月5日以降、ここから各個人宛てに簡易書留で通知されることとなっております。この通知につきましては、10月5日以降、おおむね11月いっぱいでは完了されると聞いておりますが、この辺いつになるかはわかりません。また、不在者関係でございますが、特に新聞等で出ているものは、那珂川町には被災者関係はいらっしやいませんで、その方は対象外として、あとDV関係とか、その方で住所地とは違うところに住んでいるとか、そういう方については、当然居所情報登録申請書というものを提出いただいて、その場所へ送ることになります。

また、ひとり暮らしの老人の方で、福祉施設等に入っている場合、これは特養なんかの場合は住所を異動しますので、その場所へ通知されると思うんですが、例えばグループホーム等は住所を異動しておりませんので、そういう施設については、こちらで全施設、そちらの施設の担当者に説明に伺っております。また、長期入院者につきましては、医療機

関宛てに国のほうから通知が届いているところでございます。最終的に提出期限が9月25日というふうになっておりますが、その周知についてはこちらのほうで逐次進めてまいりたいと思っております。登録申請がないと、そちらの住所に通知が届かないものですから、それは周知に努めているところでございます。また、最終的に住所も異動しない、ただどこかに住まわれているというような場合につきましては、郵便局のほうである程度の保管期間がございまして、そちらから返戻されてきます。それを調査して、再度こちらから送付するか、どうしてもいないような場合には抹消するような形をとりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時30分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第5、議案第4号 那珂川町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い交付される個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について新たに定めるとともに、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 補足説明を申し上げます。

マイナンバー法に基づき、平成27年10月5日から、住民票を有するすべての方にマイナンバーを通知するための通知カードが送付されます。また、平成28年1月から、本人の申し出に基づき、顔写真のついた個人番号カードの交付が始まります。通知カード及び個人番号カードの初回の交付手数料及び経費については、市町村が国からの法定受託事務として取り扱い、国庫補助の対象となっていることから、住民の皆さんにご負担はありません。しかし紛失等の理由により再交付する際の費用については、受益者負担の考え方から、手数料をご負担いただくものであります。

それでは、議案書をごらんください。

第1条は、通知カードの再交付手数料の額を500円と定めるもの。

第2条は、個人番号カードの再交付手数料を800円と定めるもの、及び住民基本台帳カードの交付、再交付手数料の項を削除するものであります。

なお、手数料の額につきましては、国から提示されているカード等の原価相当額を参考に

定めたもので、県内市町村の状況は同額と聞いております。

附則は、この条例の施行日を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町手数料条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第6、議案第5号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第7、議案第6号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第8、議案第7号 平成27年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決についての3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第5号から議案第7号 平成27年度

那珂川町一般会計及び簡易水道事業特別会計、並びに水道事業会計補正予算の議決について提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、10月から開始されます個人番号カードの交付に伴う費用のほか、県補助事業費の追加認定になったものなどを計上するものであります。その補正額は8,200万円となり、補正後の予算総額は97億7,070万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は総務費で、個人番号カード交付事業費や町有財産管理費など1,630万7,000円を計上しました。

第2は消防費で、消防庁舎施設整備費として、防火水槽設置費に1,620万円を計上しました。

第3は商工費で、企業立地奨励金及び雇用促進奨励金の額が確定したことにより1,247万9,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は国・県支出金のほか、繰入金、繰越金、町債を充てることといたしました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。今回の補正は南部地区応急給水管工事費に2,500万円を計上するもので、その財源は繰越金のほか町債を充てることといたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は2億3,000万円となりました。

最後に水道事業会計であります。今回の補正は川崎浄水場及び第二水源における用水ポンプの交換工事に400万円を計上するもので、その財源は補填財源であります。建設改良積立金を充てることといたしました。

以上、一般会計及び簡易水道事業特別会計、並びに水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げますが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表地方債補正であります。1、変更として、消防施設整備事業の増額により、限度額1億5,000万円に1,240万円を増額し、1億6,240万円とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。8ページをごらんください。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は690万円の増で、個人番号カード交付補助金であります。

15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は710万4,000円の増で、県単農業農村整備事業費、多面的機能支払交付事業費、東日本大震災農業生産対策事業費、元気な森づくり市町村交付金がそれぞれ追加認定になったものであります。

18款繰入金、1項7目東日本大震災復興推進基金繰入金の補正額は270万円の増で、災害対策費の財源として繰り入れるものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は5,289万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款町債、1項5目消防債の補正額は1,240万円の増で、消防施設整備事業債であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項4目財産管理費の補正額は600万円の増で、町有財産管理費は公共施設の固定資産台帳整備に係るもの、2項1目企画総務費の補正額は108万7,000円の増で、企画管理費は八溝山周辺地域定住自立圏連携事業に係る負担金を計上するもの、4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は922万円の増で、個人番号カード交付事業に係るものであります。

3款民生費、1項3目老人福祉費は99万1,000円の増で、老人福祉諸費は産休を取得する職員の代替として臨時職員に係るもの。

10ページに続きます。

2項1目保育園費は861万4,000円の増で、認定こども園整備事業費は、認定こども園の調査、基本設計に係るもの、保育園諸費は子ども子育て支援新制度に伴う機器の購入に係るもの、2目児童措置費は95万3,000円の増で、児童措置諸費は、産休を取得する職員の代替として臨時職員に係るものであります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は20万6,000円の増で、多面的機能支払事業費は、農道、水路等の維持管理への交付金を計上するもの、4目畜産業費の補正額は140万円の増で、畜産振興事業費は東日本大震災農業生産対策事業の追加認定に伴い、優良繁殖雌牛及び高性能受精卵の導入補助に係るもの、5目農地費の補正額は456万6,000円の増で、町単農村振興事業費は水路及び堰などの改修に対して事業費の2分の1を補助するもの、県単農業農村振興事業費は、西の原用水の水位計の交換に対して事業費を補助するもの、農地諸費は塩那台地地区福原揚水機場修繕に伴う負担金であります。2項2目林業振興費の補正額は520万円の増で、とちぎの元気な森づくり事業費は、里山林整備事業及び里山林整

備補助金が追加認定になったものであります。

11ページに続きます。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は1,037万9,000円の増で、企業誘致推進費は企業立地奨励金及び雇用促進奨励金の額が確定したことによる補助金の増に係るもの、3目観光費の補正額は210万円の増で、観光施設管理費は、ゆりがねの湯における指定管理料の変更に係るものであります。

8款消防費、1項1目常備消防費の補正額は700万円の増で、消防庁舎外構工事の変更に伴うもの、3目消防施設費の補正額は620万円の増で、消防施設整備事業費は、国道293号整備の影響により撤去した北向田地内の防火水槽を新設するもの、5目災害対策費の補正額は300万円の増で、災害用備蓄品及び災害用発電機等を購入するものであります。

9款教育費、4項1目幼稚園費の補正額は13万5,000円の増で、ひばり幼稚園管理費は、幼稚園就園奨励費補助金に係るもの。

12ページに入ります。

5項2目公民館費の補正額は66万1,000円の増で、公民館活動費は自治公民館の修繕に対して3分の1を補助するもの、7目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は1,028万8,000円の増で、職員人件費は職員1名増によるものであります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は400万円の増で、7月に発生した台風11号による農地等の災害復旧に係る経費を計上いたしました。

13ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書4ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。簡易水道建設事業に係る起債の限度額を2,000万円から2,500万円に変更するものであります。

8ページ、事項別明細書により歳入より申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2,000万円の増で、前年度繰越金であります。

6款地方債、1項1目水道事業債の補正は500万円を南部地区応急給水管布設工事に係る

起債を起こすものでございます。

9ページをごらんください。

歳出に入ります。

2款水道事業費、1項1目簡易水道管理費の補正額は2,500万円の増で、南部地区応急給水管布設工事に要する経費であります。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わりにします。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

1ページをごらんください。

第2条、資本的収支の補填財源についてご説明いたします。

資本的支出額は、第1款上水道事業支出1億6,602万5,000円となります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は1億381万3,000円となります。その補填財源は、当該年度分損益勘定留保資金5,939万4,000円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,030万円、建設改良積立金3,411万9,000円に改めるものでございます。

次に支出に入ります。

3ページをごらんください。

1款上水道事業支出、1項1目原水設備費の補正額は400万円の増で、上水道第二水源ポンプと川崎浄水場揚水ポンプの交換工事に要する費用でございます。

以上で、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算の補足説明を終わりにします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計名、補正予算書のページをお示しくください。

それでは、質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 一般会計9ページ、4項戸籍住民基本台帳費の点で伺います。個人番号カード交付事業費ですね。922万計上されております。

個人情報監視、流出、不正利用という懸念があります。役場として、これらの懸念につきましては、プライバシー保護について、どのように考えておられるかということでありますけれども、922万円の中に、こういったことでの予算分は含まれているかどうか伺います。

これに関連いたしまして、負担金、補助及び交付金というのが632万8,000円ということで計上されております。先ほどの922万円の中にあるわけですが、これの全体の内容を



お示しをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） まず、1点目のこの個人番号カード交付事業費の中に、プライバシー保護に対する対策経費は含まれているかということですが、含まれておりません。あくまでもこの事業費に含まれているのは、通知カードの交付関係、個人番号カードの交付関係の予算のみでございます。

それと、裏書き関係のシステムの購入が補助対象外として含まれております。

あと、それと、2つ目の19節の632万8,000円につきましては、これが通知カード及び個人番号カードの交付関係の費用でございます。

以上でございます。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 632万8,000円はそういうことなんだろうけども、それでは内容にならないんですよ。通知カード、個人カード発行という、これはどうやって発行し、本人の手元にいくかということ、そういうのが含まれるんだと思うんですね。その方法だとかが含まれるんじゃないかと思うんですけども、カード発行料、その物資費、そういう関係だけの費用じゃないんだと思って私聞いたんですけども、その点ではどうなんですか。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 19節の632万8,000円につきましては、通知カード及び個人番号カードを地方公共団体情報システム機構に委託しておりますので、その委託料でございます。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 多分そういうことだろうと思ったんですね。要するに機構にみんな、いわば丸投げしたような感じなわけでしょう。そうすると、職員手当とか、需用費とか役務費、委託料というのは9万1,000円でわかるわけですけども、結局大方はこの181万5,000円というのが、そのカードの、これもちょっと備品購入費でよく内容わからないわけですけども、要するにその下の632万8,000円というのは、ほとんど機構に丸投げしたわけでしょう。だから、役場としては、どういうふうな技術とか、要するに本人のところに行くのにどうい

うふうに渡っていくのかということが、詳細わからないことになってしまうのではないかと  
思うんですね。そうすると、前の質疑のときもやったわけですけども、詳細は役場でわから  
なくなっちゃうんじゃないかなと私は思ったわけなんです。情報提供ネットワークシステム、  
これは全体の自治体の関連でなっていくことになるわけですけども、その前に、そこも聞こ  
うと思ったんだけど、1点1点で聞くことになっちゃうんで、どうするかな。

要するに、詳細を役場で漏れなく個人個人に交付事業、それが失敗なくやれるかどうかと  
いうことでの詰めた話になるかということでもあります。その説明をお願いします。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 個人番号関係の通知カードの本人への通知関係につきまして  
は、先ほど申し上げました地方公共団体情報システム機構から簡易書留で送られることにな  
っております。そのデータにつきましては、町のほうから機構のほうにお渡ししている状  
況でございます。ですから、その後の届かないとか、そういうものにつきましては、午前中  
の質疑でありましたように、最終的に個人宛てに届かないものにつきましては返戻されるこ  
とになっております、那珂川町に住所のある方について。それについて町のほうで調べまし  
て、最終的に住んでいるかどうか全部確認いたします。そういうことですから、通知の仕  
組みを町のほうで把握していないということではなく、町のほうからお願いしているような  
状況でございます、機構のほうにですね。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 簡単にお聞きします。

今の大森議員が伺ったところで、負担金のところの金額で委託するというお話がありまし  
たので、委託なのか、この補助金はどのようにするのか、その点だけ確認でもう一度答弁い  
ただければなというふうに思います。

それとあわせて、18節の備品購入費181万5,000円、これについてはなにを購入するのか、  
どうなのかについてお伺いいたします。

あと、10ページの保育園費の備品費、これも補正でとられていたということで、何を買う  
のか等について。

あと、農林水産事業費の、同じページですね、とちぎの元気な森づくりの事業費、これど  
のような団体、地区で何か所あるのか、それについてお伺いしたいなと思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

まず初めの19節については委託なのか、負担なのかということでございますが、先ほど申し上げました地方公共団体情報システム機構、これは法律に基づいた法人でございます。その事務関係につきましては、市町村側から委任するという形になっておりまして、これが県のほうに確認したところ、この歳出予算項目につきましては、19節負担金で組むというように、全国的にそういう形になっております。

続きまして、18節の備品購入でございますが、これは通知カード、または個人番号カード、交付を受けてから、例えば結婚して姓が変わったとか、住所を異動した、転居なり転出入したと、そういった場合に、カードの裏面に住所を裏書きする欄がございます。それを記入するシステムというか、備品の購入でございます。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 民生費のほうの保育園費、備品購入であります。新しい制度になりまして、保育園につきましては標準時間の保育認定と短時間保育認定があります。標準時間に関しましては最大11時間、短時間については最大8時間ですが、保育園の開園時間が現在11時間30分という形の中で、30分以下は延長保育につきましては無料という形になっております。短時間の8時間保育の方が延長保育になりますと、1回100円ないし200円、金額がかかってきますので、現在は手書きでそれぞれ時間を確認しておりましたが、非常に煩雑だということで、正確性を期す意味も含めまして、タイムカードを各園に導入するという内容でございます。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（穴山喜一郎君） とちぎの元気な森づくり事業につきましては、委託料につきましては、小口と松野地区の山林の下刈り、2カ所でございます。補助金の320万につきましては、カタクリ山公園の下刈りと歩道整備に係る補助金で、山野草保存会への補助金であります。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第5号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成27年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第9、議案第8号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本業務委託の契約方法は一般競争入札とし、7月30日に入札を実施いたしました。その結果、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店が1億908万円で落札いたしました。

次に、業務委託の内容であります、那珂川町ケーブルテレビ施設内の機器類の耐用年数が経過したものについてリニューアルを行うものであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

本業務委託は那珂川町ケーブルテレビ施設内のサーバー機器等について、耐用年数が経過したものから年次計画により5年計画で順次機器更新を行うもので、昨年度に引き続き今年度の事業といたしまして、利用者アドレス管理サーバー装置、ケーブルモデムセンター装置、ケーブルテレビネットワーク設備、IP伝送路設備等の機器更新を行うものであります。

工期につきましては、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成の日を平成28年3月10日といたします。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） この耐用年数というのは、それぞれの機器によって違うんでしょうけれども、5年計画でもってサーバーなどを更新していくという内容説明なんですけれども、5年計画でやると。5年で終了したといっても、その5年間というのは、もう既に機器を使っているわけですね、最初に更新していると。順次更新する機器がこういうふうになっていくと、毎年大体5年計画で、5年たったらまた5年計画でということやっていくような感じを持つんですけれども、そうすると大体毎年1億からの有線テレビ、このケーブルテレビの機器更新というのはやっていくような状況になっていくような感じを持つんですけれ

ども、これはどうなんですか。

○議長（大田市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 昨年の機器更新時のときにもご説明を申し上げましたが、コンピューター関係の電子機器については、耐用年数は5年になっております。ただ、合併し、高度化事業も始まりまして、既に5年以上経過しております。そういったことで、耐用年数を超えて消耗が激しい部分から順次更新をしているわけでございます。一応5年の耐用年数とはなっておりますが、現実的には7、8年使っておりますので、今後また7、8年後にこういった更新工事が行われることは想定されております。

なお、耐用年数を超えて数年は、メーカーの保証といいますか、保守のサービスがございしますが、部品等の調達等でどうしても保守ができなくなってしまう、そういう事態もありますので、そういったものから順次更新をしたいと考えております。

以上です。

○議長（大田市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 今大体、その5年ないしは7、8年もって更新していくというような、こういう更新の年数なわけでありまして、そのたびにお金がかかるわけですね。これが現実であります。

もう一つは、この契約についてでありますから、契約の応札は2社しかないわけですね。しかも富士通と。どちらも富士通。これは子会社なのか、富士通ということで、この名が同じでありますから、どちらも子会社なのかなという感じなんですけれども、独占企業といいますか、こういう形では、入札やっても結局はほかの業者は入れないような形になるんじゃないかと。そのことも含めて、このケーブルテレビというのは、そういう形で変わらなく進むのかどうか、伺います。

○議長（大田市美君） 副町長。

○副町長（大森親久君） 今回の入札につきましては、先ほど町長の答弁にありましたとおり、一般競争入札という方式をとっております。金額も1億円を超える金額でございますので、当然こういった執行の形をとらざるを得ないというところでございます。

ただ、2社しかないというふうに今ご質問ありましたが、これについては、実施した結果、応札された業者が2社であったということで、それ以上は町としても一般競争についてはどうしようもないというような考え方でございます。ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 入札、応札についてですけれども、それでは、入札参加の要請と申しますか、これは多くの、できれば多くの業者が入って、できるだけ節約できるような、町としては、そういう形にしていくと思うんですけれども、現実的にはどういうことをして2社になったのか。そういうことを、そういうことというのは、節約と申しますか、入札をもってこの機器更新も含めて、今後のケーブルテレビ運営についての考えというものを、この際お聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 副町長。

○副町長（大森親久君） 入札の方法については、ただいまお答えしたとおり、現時点では一般競争入札という手法がよいのではないかとということでやっております。

今後のケーブルテレビの運営ということにつきましても、やはりやらなければならないことはやっていかなくちやならない、継続していかなければならないという考え方でございますので、先ほど財政課長が説明しましたとおり、時期がくれば、そういった形で更新もしていかなくちやならないという考えで、今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） ちょっと今の関連することなんですけれども、この委託概要の機種の一覧なんですけれども、当然このケーブルテレビ工事を請け負ったのは富士通だと思うんですよ。この関連の部品等についても、当然富士通仕様になっているのではないかなというふうに考えるわけです。そこでこの応札になってくるから、どうしても富士通関連の企業しか出てこないのかなと。これ他社のメーカー、例えば固有名詞出すと問題になりますので、出しませんけれども、他社の部品でも対応できるのか、できないのか。多分私はできないからこういう結果になっているのかなというふうに感じるの、その点ちょっとお伺ひしたいなと思ひますが。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 今回の契約の中で、大きい項目でそれぞれ説明しましたが、細かいそのシステムを立ち上げるためには、それぞれさまざまな機種が必要になってきております。その機種の指定につきましては、容量、処理能力、そういった最低限のできる範囲の機種を指定してございまして、あるメーカーを指定しているものではございません。そのよ

うな形で、それぞれの機種の種類を指定しております。私も中身を不安になったので確認をしました。例えば議員思っている会社がどこかわかりませんが、他社の機種でも対応はできます。ただ、動かすためのアプリケーションソフトということで、機械を動かすためには、それぞれいろいろなものが需要でございますので、現在あるものと他社が併合しますと、そういうときの調整が必要になります。動かすことは可能でございます。ただ、調整のためには、余計な経費がかかってくるということになりますので、応札いただいた方はこのような結果になったと考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 多分そういうことでほかの業者は来ないのかなと。ということであれば、地方自治法167条でしたか、随意契約の中に、有利と思われる契約であれば、1社でも随契できるという条項があると思うんです、当然課長らのご存じだと思うんですけれども。そのような方法で、わざわざ見え見えの一般競争入札などしないで、それでもよろしいんじゃないかなというふうに思いますので、ご検討いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかにございませぬか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） ないようですので、質疑は終わりにいたします。

これより討論を行います。

討論はございませぬか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結については原案のとおり決することに異議ございませぬか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第10、議案第9号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

本計画は、平成22年度から27年度までの那珂川町過疎地域自立促進計画でありまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき策定したもので、平成22年12月定例会において議会の議決をいただいたところであります。

今回は計画の変更でありまして、同法第6条の規定により、議会の議決を要することから提案したものであります。

変更内容は、現在事業を進めております町道田山線改良舗装事業及び町道愛宕山線改良舗装事業を本計画に追加するもので、32ページに別紙変更後の表のとおり追加するものです。

参考資料として、那珂川町過疎地域自立促進計画抜粋を添付しましたので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、この変更によりまして、両町道改良舗装工事の財源に過疎対策事業債を充てることとなります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第11、議案第10号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の規約の改正は、平成27年10月1日から大田原地区広域消防組合と黒磯那須消防組合を廃し、新たに那須地区消防組合が設立されることから、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第12、議案第11号 平成26年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第11号 平成26年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金などへ積み立てることに伴い、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 補足説明をいたします。

別紙の平成26年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

一番右の列であります、平成26年度末の未処分利益剰余金の金額は1億160万6,090円です。このうち、議会の議決による処分額は1億91万9,638円であり、その内訳は、自己資本金への組み入れが4,891万9,638円、建設改良積立金への積み立てが5,200万円です。残りの68万6,452円は繰越利益剰余金とするものであります。

以上で、補足説明を終わりにします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 平成26年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時35分といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

---

#### ◎認定第1号～認定第10号の上程、説明、委員会付託

○議長（大金市美君） 日程第13、認定第1号 平成26年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第2号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会

計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第3号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第4号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第5号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第6号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第7号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第8号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第9号 平成26年度那珂川町水道事業決算の認定について、日程第22、認定第10号 平成26年度那珂川町馬頭財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上10議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました認定第1号から認定第10号、平成26年度那珂川町一般会計及び各特別会計・水道事業決算並びに馬頭財産区特別会計の決算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町長に就任以来、町政の3本の柱として、「働く喜びを実感できる町に!」、「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町に!」、「年老いても安心して充実した生活が実感できる町に!」を念頭に町振興のために鋭意取り組んでいるところであります。この間、各種事務事業の執行に際しましては、議会を初め町民の皆様のご協力、また、各般にわたり、国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝を申し上げます次第であります。

さて、我が国を取り巻く環境は、経済面では、一昨年から続く政府の経済対策並びに円安傾向を受け、緩やかな回復基調が続いているとされているものの、残念ながら地方にあっては、まだその効果を実感するまでには至っておりません。

また、急速に進む人口減少と、それと同時並行で進む少子高齢化への対応については、国を挙げてのさまざまな試みにもかかわらず、根本的な解決策を見出せない状況にあります。

そのような中、国では昨年からは、将来にわたって活力ある日本社会の維持を目標に、人口減少と地域経済縮小の克服と、まち・ひと・しごとの創生による好循環の確立を目指す地方創生の取り組みを本格化させたところであります。この地方創生の取り組みや地方の創意工

夫と努力を促し、地方と大都市圏がそれぞれの強みを生かすことによって、国を挙げて地方の活性化に取り組むものであります。町といたしましては、今年度中にその基本となる人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を進めており、人口減少を初め本町が直面するさまざまな課題を克服し、この地方創生の流れをしっかりと受けとめるため、町民の皆様を初め多くの方の英知を結集し、新たな町の創生に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

このような状況であります。那珂川町総合振興計画後期基本計画と那珂川町過疎地域自立促進計画に基づき、「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」を基本テーマとして、各種の施策を着実に推進してまいりました。特に、まちづくりの3大重点プロジェクトで、「情報通信基盤の活用推進プロジェクト」におきましては、ケーブルテレビを核とした地域高度情報化やネットワーク化の推進に取り組むなど、情報通信基盤の有効な利活用を図ってまいりました。

「自然・環境との共生推進プロジェクト」におきましては、那珂川町環境基本計画に基づき、環境のまちづくり推進会議を開催するとともに、太陽光発電等設備導入補助制度を継続して実施いたしました。

「行財政改革推進プロジェクト」では、町として健全な行財政運営ができるよう「小さな行政」の実現のため、第2次行財政改革推進計画に基づき行財政改革の推進を図りました。

那珂川町地域振興実践活動事業として、高鮮度、高品質な食材を持ち味にした料理の提供や、再生可能エネルギーの取り組みをPRするなかかわ元気フェスタを開催いたしました。悪天候の中、大勢の来客者があり、さらなる町のイメージアップが図れたものと思います。

また、新たに地域おこし協力隊事業に取り組み、2名を地域おこし協力隊員に委嘱し、みずからの創意工夫により地域おこし活動を実施いたしました。

安心・安全なまちづくりを進めるため、小川小学校スクールバスの運行を充実させ、駐車場整備工事を行うなど、通学における児童の安全確保に努めるとともに、馬頭中学校体育館改築工事を行うなど、教育環境の整備を図ることができました。

また、昨年を引き続き、町道76号線一渡戸大鳥線の整備をするとともに、町道都新道線、和見立野線の改良舗装工事や、橋梁長寿命化事業として、三輪橋補修工事を行うことにより、町道の危険箇所の解消を図ることができました。

住民生活の利便向上のため、引き続きデマンドタクシーの実証運行と那須烏山市と共同で、コミュニティバス馬頭烏山線の運行を継続したところであります。

平成26年度に実施いたしました各種事務事業につきましては、お配りしてあります「主要

施策の成果」に詳しく記載されておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なものは、第1は地方交付税で37億4,868万9,000円、第2は町税で19億6,796万3,160円、第3は町債で9億7,950万円、続いて県支出金で6億711万8,980円であります。

次に、歳出の主なものは、第1は民生費で21億1,266万1,941円で、障害者福祉、老人福祉などの各種の社会福祉事業、児童手当支給事業費や子育て環境を充実するための保育園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は教育費で、13億7,665万4,710円で、馬頭中学校体育館改築工事、小川運動場整備事業など、学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した経費などが主なものであります。

第3は総務費で、13億2,363万62円で、新庁舎整備事業やデマンドタクシーの実証運行などの交通対策事業、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金のほか総務管理費などが主なものであります。

その決算の内容であります。歳入総額95億7,877万1,440円、歳出総額89億3,286万3,682円で、歳入歳出差引額は6億4,590万7,758円、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額として1億4,503万2,000円で、実質収支額は5億87万5,758円となりました。

なお、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額として2億5,000万円を財政調整基金に繰り入れました。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。放送センターの管理運営を図るため、ケーブルテレビ機器更新業務を行うとともに各種のサービスを提供しました。

その決算の内容であります。歳入総額5億3万4,933円、歳出総額4億9,348万7,856円で、歳入歳出差引額は654万7,077円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養給付のほか、健康管理センターを拠点とした各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための各種の保健事業を積極的に推進しました。

その決算の内容であります。歳入総額24億1,436万3,588円、歳出総額22億5,698万8,612円で、歳入歳出差引額は1億5,737万4,976円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。

その決算内容であります。歳入総額2億177万3,861円、歳出総額1億9,848万2,609円

で、歳入歳出差引額は329万1,252円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。65歳以上の被保険者は5,859人で、認定者は、要支援125人、要介護972人、合わせて1,097人を対象に各種の給付、支援を行いました。

その決算の内容であります。歳入総額17億5,365万2,984円、歳出総額17億2,601万6,333円で、歳入歳出差引額は2,763万6,651円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります。馬頭処理区で馬頭地内の管渠工事として延長76メートルを実施しました。また、区域内の接続戸数は388戸となりました。小川処理区につきましては、接続戸数878戸で、施設の維持管理に努めました。

その決算の内容であります。歳入総額3億475万3,079円、歳出総額2億9,343万8,523円で、歳入歳出差引額は1,131万4,556円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります。農業用用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。平成26年度の経営状況は、接続戸数は230戸、排水処理人口は718人、年間処理水量は10万2,302立方メートルとなりました。

その決算の内容であります。歳入総額4,772万7,672円、歳出総額4,690万2,359円で、歳入歳出差引額は82万5,313円となりました。

次に、那珂川町簡易水道事業特別会計であります。簡易水道事業として設置されている8施設における水道水の安定供給及び施設の維持管理に万全を期すため、大田原市との応急給水管布設工事が完了しました。また、道路改良工事に伴う配水管の布設及び布設替え工事や各種施設の整備事業を実施しました。平成26年度の経営状況は、給水戸数2,852戸、給水人口8,296人に対し、65万5,928立方メートルを供給いたしました。

その決算の内容であります。歳入総額2億4,271万7,894円、歳出総額2億1,359万9,554円で、歳入歳出差引額は2,911万8,340円となりました。

次に、那珂川町水道事業であります。上水道と東部地区簡易水道において、給水戸数3,226戸、給水人口9,211人に対し、給水量88万4,742立方メートルを供給するとともに、配水管布設替え工事や各種施設の整備事業を実施いたしました。

収益的収支につきましては、収益は2億2,038万5,252円に対し、費用は1億7,063万6,482円で、純利益は4,974万8,510円の純利益となりました。

最後に、那珂川町馬頭財産区特別会計であります。馬頭財産区が昨年12月15日をもっ



て廃止されたことにより、財産区固有の審議機関が消滅したため、地方自治法施行令第5条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

その決算の内容であります。歳入総額、歳出総額ともに132万3,260円で、歳入歳出差引残額はゼロとなりました。

歳出の主な内訳は、廃止による一般会計繰出金であります。また、所有していた土地125万368平方メートル及び立木4万7,705立方メートルについては、町へ移管したものであります。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げますが、これらの決算につきましては監査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第10号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま、議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで、本会議の休会についてお諮りいたします。

明日8日から16日までの9日間は、決算審査特別委員会及び休日のため本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、明日8日から16日までの9日間は、本会議を休会することに決定しました。

8日から16日までの9日間は本会議を休会といたします。

---

◎散会の宣告

○議長（大田市美君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時00分